

令和6年度 第1回伏見区明るい選挙推進協議会 次 第

日 時 令和6年8月28日（水）

午後2時00分から

場 所 伏見区総合庁舎4階 第5会議室

議 題 第21期伏見区明るい選挙推進員の委嘱に
ついて 資料1

報 告 京都市長選挙（令和6年2月4日執行）に
係る街頭啓発について 資料2

伏見区明るい選挙推進協議会 名簿

委 員	会 長	立原 誠一
	副会長	田中 孝志
	委 員	浅野 聡二
	委 員	久守 一敏
	委 員	高橋 肇子
参 与	参 与	上田 純子
	参 与	北條 昌代
	参 与	横山 克久
幹 事	幹 事	後藤 天平

令和6年8月28日現在

第 2 1 期伏見区明るい選挙推進員の委嘱について

第 2 0 期伏見区明るい選挙推進員の任期が本年 1 2 月 3 1 日に満了します。

つきましては、第 2 1 期伏見区明るい選挙推進員を新たに委嘱するに当たり、以下のとおり推薦・委嘱の手続を進めていく予定で考えています。

(推薦・委嘱手続の進め方)

市政協力委員連絡協議会学区会長等に対して、地域活動に意欲を持つ有権者のうちから、明るい選挙の啓発活動に理解のある者 2 人の推薦を依頼し、推薦された者を協議会において第 2 1 期伏見区明るい選挙推進員に委嘱する。

(参 考)

伏見区明るい選挙推進協議会設置要綱（抄）

第 6 条 本会に第 3 条の事業を広域的に展開するため、推進員若干名を置く。

2 推進員は、地域活動に意欲をもつ有権者のうちから、本会が委嘱した者とする。

ただし、政党その他の政治団体の役員及び選挙運動に従事する者を除く。

3 推進員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。また、補充推進員の任期は前任者の残任期間とする。

京都市長選挙（令和6年2月4日執行）に係る街頭啓発について

1 日 時

令和6年2月1日（木）午後4時から4時30分まで

2 場 所

伏見区内の7箇所（詳細は、次ページの表のとおり）

3 内 容

商店街等で、「明るい選挙」と書かれた「たすき」を掛けて、啓発物品を配布しながら、有権者に対し、投票日の周知や棄権の防止など、投票への呼びかけを行った。



（三菱UFJ銀行伏見支店前）



（大手筋商店街）



（新鮮館コスモ久我の杜店前）



（新鮮館コスモ久我の杜店前）

啓発場所		出席者	
		明るい選挙推進員 (担当学区)	明るい選挙推進協議会・ 事務局
1	マックスバリュ藤森店	稲荷、砂川、深草、藤森、 藤城	久守会長（当時） 事務局職員
2	デイリーカナート イズミヤ羽束師店 新鮮館コスモ久我の杜店	神川、羽束師、久我の杜	浅野委員、 事務局職員
3	伏見大手筋商店街 納屋町商店街 竜馬通り商店街	住吉、板橋、南浜、竹田、 桃山、桃山東、桃山南、 下鳥羽、横大路、納所、 淀、淀南	立原委員（当時）、高橋委員、 事務局職員
4	KINSHO 向島店	向島、向島二ノ丸、 二の丸北、向島藤の木	事務局職員
5	近鉄向島駅	向島南	事務局職員
6	アル・プラザ醍醐 (パセオ・ダイゴロー東館)	北醍醐、醍醐西、醍醐、 池田、池田東	西中委員、 事務局職員
7	Momo テラス本館 出入口	小栗栖宮山、小栗栖、 春日野、石田、日野	事務局職員

伏見区明るい選挙推進員設置要項

伏見区明るい選挙推進協議会
伏見区選挙管理委員会

令和4年7月26日一部改正

1 目 的

明るい選挙の推進と市民有権者の投票参加意識の向上を図るために、地域ぐるみの組織的運動を展開することを目的として、伏見区明るい選挙推進員（以下「推進員」という。）を設置

2 推進員の委嘱及び任期

地域活動に意欲をもつ有権者の中から御推薦をいただき、伏見区明るい選挙推進協議会が推進員を委嘱します。

ただし、政党や政治団体の役員及び選挙運動に従事する者は除きます。

（１）定 数 １学区２名

（２）任 期 原則として２年間

※ 再選は妨げない。

3 事業の内容

推進員は、伏見区明るい選挙推進協議会の事業活動方針に基づき、下記事項について地域への普及浸透を図ります。

（１）選挙制度の普及啓発

（２）選挙時における啓発の実践活動

（３）地域での選挙に関する話合い活動の推進